三股町政だより

発行所
宮崎県北諸県郡三股町役場
電話1番
編集責任者 桑畑政雄

印刷所
都城市野口屋紙店印刷部

全力を盡して
災害から立ち直らう

三股町長　桑畑政沖

合風第二十二号の来襲により、一瞬にして、豊作の夢を踏みにじられた町民の皆さんに心から、災害のお見舞を申上げます。

本年は特に天候不順の大豊作が予想され、今年こそは昨年の災害を完全にたて直し、将来の農家経営に対する健全な基礎を築くべき絶好の年であると皆さんと共に大きな期待を持っていたゞけに今回の災害の痛手は大きなものがあります。

最早や収穫を待つばかりの田圃を見つめ乍ら、台風が鹿児島に上陸する直前まで、私はこの災害が当地方をそれてくれることを祈念致したのでありますが、現実はもっとも冷厳な、見るもむざんな姿となつて、私達の眼前に現われて参りました。

台風の襲来は、もはや私達にとつて、絶対にさけ難い宿命と云つた感じが致します。

そしてこの宿命的な災害を克服して行くのが私達の生活であるとも云えます。

事実私達は過去のこのような災害の中から常に立ち直り今日の三股町を建設して参りました。

荒れ狂う大自然の暴威の前に呆然として爲す所を知らなかつた、一見弱い人間に見える私達はこの災害を克服してよりよい三股町を作る強い人間でもあるわけです。

災害直後直ちに災害救助法の発動を知事に要請して救助対策に凡ゆる手段を尽している町当局は速やかな災害復旧の問題につきましても、町民の皆さんと一丸となり全力を尽して努力する覚悟でおります。

災難に屈せず希望をもつて、災害克服に邁進下さるよう皆さんの協力と努力をお願い致します。

暴威を振つた台風22号
本町の被害總額1億2397万圓に及ぶ

去る九月二十九日夕刻から三十日早朝にかけて、阿修羅のように荒れ狂った台風第二十二号が、鹿児島県串木野市東方海岸に上陸したのは二十九日の午後十時頃でした。

それから更に北上を続けゆつくり九州を縦断したこの台風は県南部一帯をそのまゝすつぽり暴風圏内に包み、家屋を倒し、人馬を殺傷し、田地を流失する等、見るもむざんな足跡を残して北方に逸走したのですが、特に当地方は台風の中心に近かつたものと予想され、瞬間最大風速は五十米を超え（午后十一時三十分前后）その被害も又莫大なものになつております。

次に本町の災害調査本部が調べた被害状況をまとめて見ました。

一、人の被害

死者	一人
重傷	二人
軽傷	一人

二、建築物の被害

全壊	住家	五五戸
	非住家	一二六棟
半壊	住家	一一二戸
	非住家	一五二棟
大破	住家	一〇七戸
	非住家	一五二棟
小破	住家	七五〇戸
	非住家	七一四棟
床下浸水	住家	一七戸
	非住家	一〇四一戸
計	住家	五五棟
	非住家	一一四九棟

三、氾濫面積

耕地	一六〇町歩

被害額

①農作物	八六、〇一〇千円
②林産物	一、六七四千円
③畜産	二〇千円
④建築物	一、八一六千円
計	一〇、九一〇人
	一〇、九一四人

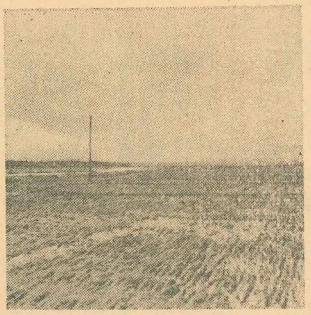

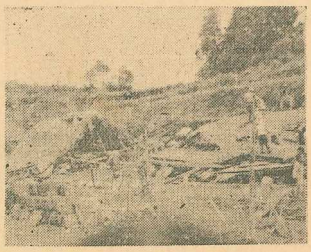

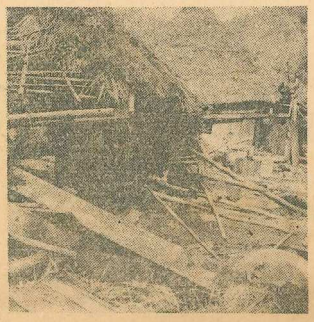

被害総額

住家	一一三、九七〇千円
非住家	三四、七六六千円
①土木	一、四一四千円
②農地	七〇千円
③山林	四、四七五千円
④建築物	三〇、三〇七千円

二、生産物被害額

①農作物	八七、七〇四千円
②林産物	一、六七四千円
③畜産	二〇千円

三、開拓地の総被害額　一、八一六千円

尚最後に暴風雨をついて撤宵警戒その他避難救護の任に当られた町内消防団員の方々に厚く御礼を申上げます。

消防操法競技會に備えて
訓練に余念のない町消防団

やがて寒い冬が参ります。冬と云うと、私達はすぐ火事を聯想致します。

然し火事は冬だけのものではありません。

一寸の油断から、或は殆んど本人は関知しないような場合でも火事は発生することがあります。

然し原因の如何にかゝわらず火災は皆さんのすべてのものを奪い去つてしまいます。恐しいことに一軒だけに止まらず次から次と類焼する場合もあります。

家屋も家財も、すべてのものを焼かれた時の自分の姿を想像すると全くりつ然と致します。

この恐しい火災と、終始黙々と取組んでいるのが消防団です。

本町の消防団の優秀さは県下でも常に定評のあるところですが、その蔭にはこの写真で見るような真険な訓練と団員自体の大きな自覚があるのです。

自由に持てない
空氣銃と飛出しナイフ

◇許可のいる空気銃

いままでは、空気銃を買つたり、或はこれを所持したりすることは皆さんの自由でありましたが、最近空氣銃による事故が非常に多くなつたため、今年の第二十二国会で、空氣銃を持つことについて、制限する法律が出来ました。

この法律は「銃砲刀剣類等取締令等の一部を改正する法律」と云つて、現在空氣銃を持つている人、或は今後購入される人は、次のことに充分注意して法律に違反することがないよう氣をつけて下さい。

一、空気銃は本年十月一日以後は許可を受けなければ所持することが出来ません。

二、現在持つている人は、すぐに許可を受ける手続きをして下さい。

三、空気銃の所持許可の手続きは、九月一日から警察署防犯係で受付けます

四、十四才未満の子供は空氣銃所持の許可は受けられません。又十四才以上の者であつても、精神病者、麻薬又は大麻の中毒患者等には許可されません。

五、空気銃を携帯する場合は常に銃砲所持許可証を一諸に携帯するよう心がけて下さい。

六、空氣銃は、ケースや袋等に入れて、持ち運ぶようにして下さい。

七、鳥を射つのは、狩猟登録を受けてからでなければ射つことが出来ません。

八、空気銃の射撃演習は、射撃場でなければ出来ません。

九、家や人の近く、或は道路、公園、墓地、社寺境内などで、空氣銃を射つことは出来ません。

十、空氣銃を貸したり借りたりすることはやめて下さい。

十一、人、乗物、建物には絶対に銃口を向けないように注意して下さい。

十二、空氣銃をケースや袋等から出す時は、手入れのとき、射撃場、狩又は猟場で使用するときだけと云うことを忘れないようにしませう。

十三、尚許可手続きの際は五百円の手数料が入ります。

◇所持禁止になつた飛び出しナイフ

飛び出しナイフやあいくちは、いままでも携帯の制限を加えられていたのですが、最近これ等の凶物による、傷害、恐喝、強盗、殺人等の凶悪事犯が相当見受けられ、不良青少年間に於ける悪用の風潮も強く同われますので、従来の携帯の制限だけでは、充分でないと云うことになり今回次のように法律が改正されました。

一、飛び出しナイフの所持禁止について

飛び出しナイフは双渡五、五糎以上のものは総てその所持が禁止されました。

二、双渡十五糎未満のあいくちの所持禁止について

十五糎以上のものが所持を禁止され、双渡十五糎未満のものは携帯の制限だけでありましたが、今後は双渡の大小に拘らずこれを所持することは出来ません。

三、狩猟者税について

狩猟免許を受ける人は狩猟者税が課せられますから、狩猟者申告者を提出しなければなりません。

税額は次のように二つ

① 税法に規定する昭和二十九年分の所得に於いて、所得税の納付額を有した者（源泉税額を含む分の所得に於いて、所得税の納付税額となつた者は税額　一千八百円

② その主たる生業が農業以外のもので、所得税額　一千八百円

狩猟免許の取扱いについて

税務課

そろ〳〵狩猟家が天狗鼻をうごめかず季節が参ります。

狩猟は免許制になつておりますので、本日はこの手続き等について御注意申上げます。

一、手続きの場所

昨年と同様北諸県農林事務所

二、手続きに必要なもの

① 写真（半身脱帽名刺型で最近（二年以内のもの）

② 手数料　一件につき百円

種類に分けてあります。

① 農業を主たる生業とする者で、専ら自家労力によつてこれを行う者、又は生業が農業以外の者で昭和二十九年分の所得に於いて、所得税の納付額を有した者（源泉税額を含む）は税額参千円

四、手続きの日時

手続きの月日につきましては後日地区猟友会から通知があるようになつております。

こんなふうに使われている
國民健康保險税

よく「持ちつ、持たれつの世の中」と云うことをきゝますが、お互に困つている時、他人から親切にされるのは嬉しいものです。

国民健康保険の制度はこの持ちつ、持たれつの制度であり、この制度は皆さんが月々納められる保険税によつて活躍しております。

それではこの保険税はどんな風に使われているのかを説明して見ませう。

▲療養の給付

皆さんが病氣の場合、三股町が診療協定を結んでいる療養担当医に罹られたときの、診察料、往診料、内服薬、注射薬、手術、処置歯の治療、総入歯、入院、処方箋等の費用の半額を保険が支払います。

▲療養費の給付

皆さんが療養担当医でない医師に罹られた場合には一応医療費の全額を皆さんの方で支払つて戴き、後でその一部負担金に相当する額を差引いた額を保険の方からお返し致します。

▲助産費の支給

皆さんがお産されたときにその費用の一部として五〇〇円支給されます。

▲葬祭費の支給

皆さんが死亡された場合葬儀費として入〇〇円が支給されます。

以上のように保険税は、皆さんが困つた時に、お互で助け合う為に使われているのですから、その趣旨をよく理解して戴いて、滞納

三股町国民健康保険給付規程

国保の給付を受ける時のいろ〳〵な規定を定めた給付規程が作られましたのでその内容をお知らせします

療養を受ける場合

一、皆さんが町の国保と診療協定出来ている病院、即ち三股町立病院

都城国立病院

県内の官公立病院

都城市郡の歯科医師等で診療を受けるときは受診証を提出してこれを受けます。そして一部負担金はその都度窓口で支払うことになつております。

二、皆さんが入院したときは、直ちに次の事項を保険者（町長）に届け出なければなりません。

① 住所及氏名

② 受診証の番号

③ 傷病名

④ 入院した病院の所在地と名称

⑤ 入院予定日数

三、皆さんが、療養担当者である薬剤師から薬剤の支給を受ける時は、療養担当者である医師から、処方箋を受けてこれをその薬剤師に提出しなければなりません。

四、皆さんが協定医でない医師から療養を受けられた場合には、一応その費用の全額を医師に支払つて貰います。そして国保の方からは、皆さんの療養費給付申請書によつて保険単価の計算による一部負担金（五割相当額）を支給します。この際の手続きは、その医院の診療報酬請求書並びに療養費給付申請書に印鑑を添えて保険係に提出して下さい。これ等の用紙は役場の保険係に備えてあります。提出期日はその月の分を翌月の十日までに提出して下さい。

助産費請求の手続き

皆さんが助産費の請求をする時は、助産婦又は医師の出産証明書に、助産費給付申請書並びに受診証、印鑑を添えて保険係に提出します。

請求期日は十日以内にお願い致します。

葬祭費の請求手続き

医師の死亡証明書又は埋火葬許可証の写に葬祭費給付申請書並びに受診証印鑑を添えて保険係に提出します。

明年度固定資産税の適正を図る

税務課

町内全家屋の調査を実施

町税務課賦課係では今回係員を三班に分けて、町内全家屋の調査を実施致します。

調査の目的

税法の改正によつて固定資産税は、各資産の価値を評価して、その評価価格を基礎に課税が行われて居ります

そして家屋については、改正の初年度、即ち昭和二十六年度に評価した価格を本年度まで、五年の間課税の基礎に用いて来たのですが、その間消耗による価値の減少とか或は増改築による変革が予想れますので、今回現況をよく調査して、実情に即応した価格を決定し、明年度の固定資産税の適正な課税を図らうとするものですから皆さんの協力をお願いします。

調査員の編成

一班　野元、湯船
二班　財部、堀内
三班　米村、園田

◎家屋調査実施の日割

第一班 部落名	戸数	日割	第二班 部落名	戸数	日割	第三班 部落名	戸数	日割
大野	一〇四	九・一〇から九・三〇まで	大八重	三三	九・一〇から九・二〇まで	内之木場	二六	九・二〇
蓼池	二八	九・二六〃	轟木	一一五	九・二〇〃	仮屋	二三五	九・二〇から九・二七まで
田上	一〇五	一〇・五〃	上梶山	二一三	九・二九〃	寺柱	二四	九・二八〃
中米	一三三	一〇・一〇〃	大サギス高畑	九五	一〇・五〃	上米	三三五	一〇・四〃
下梶	一六三	一〇・一七〃	前目	一〇五	一〇・一一〃	餅原	二三五	一〇・五〃
小サギス	一三三	一〇・二四〃	櫟田	七〇	一〇・一八〃	勝岡	一〇五	一〇・一〇〃
東原	一三五	一〇・二九〃	谷	一三三	一〇・一九〃	山王原	一八九	一〇・二五〃
沖宮原	一三〇	一一・五〃	上新塚原	一五七	一一・二〃	三島	七九	一一・二〃
三	一〇〇	一一・七〃	下新	二〇〇	一一・四〃	今市	八一	一一・七〃
植木		一一・一二〃			一一・一二〃	中央	三五	一一・一〇〃

水稲の採種について

増収の第一歩は採種から

経済課

適当な品種を選んで良質の種子を蒔くことは、農作物を栽培するに当つて不可欠の要件です。

俗に一種子、二肥料、三手入れとも云われております。最近農家の皆さんがこの品種の選定に非常に大きな関心を持つておられることは大変良い傾向だと思います。然し乍ら現在の段階では良質の種子は殆んで他の地域のものに依存しているような状態で甚だ心細くなるべく、各人が自分で立派な種子を取るように心掛けるべきだと思います。

町でも三ケ年の計画で種子の更新に力を入れているのですが、仲々計画通りに更新が出来ない始末です。

最もこのような仕事は農家の皆さんの協力と認識がなくては、到底実現出来るものではありません。

それで本日は自分の田からどんなにしたら良い「種子」を取ることが出来るかを考えて見ませう。

雑穂抜きについて

混じつている他の品種や或は同一品種であり乍ら全々別の性質を現している変種株を取去つて終います。

これは採種と云ふ仕集の中でも非常に大事な仕事ですが、この雑穂抜きを上手にやるためには、その品種の特徴を良く知つて置く必要があります。

そして品種の特徴を最もよく現す時期に集約的にやるのが能率的です。

イ、出穂期

穂の出始める頃から出穂期まで再三見廻つて、特に早く穂の出た株とか、又は晩過ぎた株は除きます。

ロ、傾穂期

穂揃後間もなく穂は傾き始めます。この時期になりますと稈長の長いものや短いものの区別が一番はつきりわかりますからこの期間を逃さないよう雑穂を取り除くべきです

ハ、乳熟期

傾穂してしばらくすると籾の特徴もはつきりして参ります。

ニ、花の長短、籾先の色、粒着の疏密等の外に不稔株も明らかに見られます。

完全な不稔株は問題ありませんが、部分不稔と云つて、一穂の籾の半分が稔らない株があります。

これは遺伝的なものですから必ず除いて下さい。

ホ、黄熟期

今まで見落していた混種や変種等に注意して、最後の仕上げをやります

刈分けについて

採種する場所内にいもち病とか、螟虫の病害虫による被害株は予め刈りとつて終います。又出穂開花の時期が等しい稲を隣り合せて栽培している時は接触している三列位は交雑しているから心配がありますから、これも採種するものとは別に刈取つてしまいます。

稲はもと〳〵「自花授粉」と云つて、他の株と交雑することは稀らしい作物ですが、それでも多い時は百粒につき二粒、平均して一粒位の自然交雑をしておりますから、これを防ぐためにこの作業を実施します。

採種の時期

昔は「若種法」と云つて一時やかましく云われた時期もありましたが、今ではあまり聞かなくなりましたけれども、どんな時期に採種するのが適当であるかと云うことは、非常に大事なことです。

稲が開花してから成熟して行く順序を、乳熟、糊熟、黄熟、完熟、枯熟と云うふうに分けて、玄米の大きくなる有様を調べて見ますと黄熟期が最も大きくなつていることが解ります。

それ以上に熟期が進みますと、一部の籾は熟し過ぎて胴割が多くなり、種子としては不適当になりますから結局採種用の收穫期は黄熟期の中間が適当だと云うことになります。

それでは、黄熟期とは、稲のどのような状態のときかと云いますと、籾の黄色が稍々褐色に近い色となつて、玄米には全く緑色が残つておらず、爪の上で容易に砕くことの出来るやわらかさを持つております。

この黄熟期を過ぎて完熟期になつた時が普通刈取りの適期と云われております

採種の部位

稲の採種には「親穂採種」とか、「穂先三分採種」等と云われておりますが、これは非常な努力を要する上に一部で考えられているような、収量に及ぼす性質の変化は、今日の遺伝学上では考えられないことであり、特に本町のような暖地では籾の熟度も割合に一様に進みますから、普通の方法で採種して塩水選を行うのが合理的です。

脱穀方法と発芽

脱穀の際は種籾が他の品種と混入する虞れがありますから特に注意する必要があります。

倘脱穀の方法と発芽の割合は次の通りです。

脱穀方法	発芽歩合	生育歩合
千歯	九七、七%	九三、〇%
足踏脱穀機	九七、三%	九一、五%
動力脱穀機（低速）	九六、三%	八二、〇%
〃（中速）	九二、七%	四七、五%

陸稲について

刈取期の近いものから順次収穫して下さい。

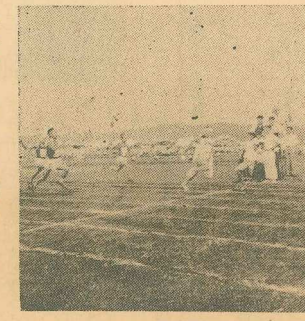

瞬間テープを切るまさに

秋空にくり擴げる

スポーツ絵巻

郡青年三股町に凱歌

黄金の穂波がさわやかに揺れる農村の秋は又、絢爛たるスポーツの秋でもあります。

そのトップを切つて、第六回北諸県郡青年体育大会は、去る九月十八日三股中学校グラウンドに於いて花々しく挙行されました。

この日、早朝の時ならぬ俄か雨に気づかわれた天候も、意気天をつく若人の、たくましい斗魂に間もなく恢復して、さしもに広い運動場が観衆の入垣をなして盛会を極めました。

一糸乱れぬ、堂々たる各町村選手団の入場式に始つた大会は、競技の進むにつれて更に迫熱の度を加え、ラッシングに、或はフィールドに、そして相撲に青年らしい熱戦を展開して農村青年の意氣を遺感なく発揮しました。

当日の成績は次の通りでした。

男子
一等　三股町
二等　山之口村
三等　高崎町

女子
一等　三股町

台風第二十二號災害による

農作物の對策について

経済課

水稲について

刈取期に近いもので倒伏しているものは、早目に刈取つて懸干しにして下さい

倒伏して稲の穂が土についていると穂発芽をするから、排水に努めることが大切です。

又倒伏した稲を引き起すのは、却つて減収になる場合もありますから、排水のよい水田では見合せる方がよいでせう。排水の悪い水田では、引き起して数束づつ束ねて下さい。

それから、倒伏した水田は、見廻りが困難になつて秋ウンカの発生を見のがし易いものですから充分氣をつけて下さい。

陸稲について

刈取期の近いものから順次収穫して下さい。

甘藷について

葉や茎の被害の甚しいものや冠水藷は速やかに堀取る事が大切です。

風雨にたゝかれ藷がむき出しになつているものは、堀取るか、土寄せをやりませう。

そまについて

被害の軽いものは中耕、追肥（硫安反当二貫匁）により回復につとめて下さいそして見込みのないものは菜種、蚕豆、えん豆、等に転作して下さい。

菜種について

苗の被害の軽いものは追肥（硫安坪当二〇匁程度）中耕、土寄せ等を行つて回復を図り、被害の甚しいものは早急にまきなおして下さい。この際移植栽培は時期が遅れておりますので直まき栽培をおすゝめします。

そ菜類について

被害が甚しく回復の見込みのないものは、直ちにまきなおすことが大切です。

まきなおすことの出来るのは、大根、白菜、かんらん、つけ菜、ほうれん草等でありますが、まきなおす場合には、新たに耕起し、施肥してからまきなおして下さい。

夏まきかんらん、玉ねぎ等の育苗中のものは、噴霧器で水洗して根の洗い出されているものは土入れを行つて下さい。

又雨のため肥料が流失しておりますから、坪当二〇匁位の硫安を追肥として施して下さい。

八、九月の堆肥審査を顧みて

経済課

▲堆肥増産は貯畜と同じ▼

堆肥の必要なことは、誰よりも農家自身が一番よく知つていることです。

ところが八月及び九月の審査に廻つて見ますと、その最も堆肥を必要とする皆さんの堆肥舎が案外淋しいように思われました。

堆肥増産は貯畜と同じようなものです。

畦畔にある少しの草でも田畑の帰りに荷車に入れて帰つて、堆肥に積むのと、一束でも無駄を省いて、貯畜する気持と わかる同じものです。

人のためでなく、自分のための堆肥増産

八月は皆さんにとつても仲々多忙な月ではありますが、それでも材料を豊富に集積されている農家も見受けられます。そしてこのような農家は、その経営法と云い、作物の育成状況と云い、非常によいのですが、材料の集めてないような農家に限つて、作物の成育も余りよくないようです。

中には、「暇がない」とか、「明日からやりませう」とか、まるで人の爲に堆肥を持たされる場合もあります。

然し堆肥を増産することは決して人の爲のものではなく皆さん自身のためなのです。

本格的な審査は九月に入つてから実施したのですがまだ〳〵人の為の堆肥造りの感が抜けていないように思われました。

皆さんが苦心して造られた堆肥は、作物の増収と云うかたちで必ず皆さんに帰つて参ります。

どうぞ十月の審査の際は全部の人が立派な堆肥増産の成果を挙げられるようお願い致します。

尚切り返しや屋外堆肥の雨覆い等には特に注意して下さい。

二等	高崎町	
三等	庄内町	
綜合		
一等	三股町	
二等	高崎町	
三等	庄内町	
角力		
一等	山之口村	
二等	三股町	
三等	志和池村	

味覚の秋に是非試して下さい

柿の澁ぬき法

これからの農村より

▲湯さわし法

四斗樽の中に柿を入れ、それに四十五度の温湯を柿がつかる程度に入れます。

そして四十五度の温度が十五時間位保つように、ムシロやコモ等で桶を包んでおきます。

このとき、とうもろこし穂、わら、わらびの皮、灰等を入れますと、渋が早くぬけ、一種の味を添えるきゝがあると云われております。

▲食塩水による方法

一斗〇水に、二升程の食塩を入れてたぎらかした食塩水に、柿を入れて密閉しておくもので、大体五～六時間で渋が抜けます。

味は幾分塩辛さがありますが、甘味も多く、翌年の四～五月頃まで貯蔵しておくことも出来ます。

▲樽ぬき方

これは柿の渋ぬきの代表的なもので、よい酒の香りを保ち、品質のよいものが出来ます。

酒を ぬいてから間もない新しい酒樽（四斗樽）に生柿をならべ、清酒を一合ほど加へて、密閉しておきますと、大体七日～十日ぐらいで渋がぬけます。古い酒樽を使う場合は、水を入れて一週間位置き、目張りをして四斗樽につき清酒二合ぐらいの割合で吹き込んでから使います。

▲燒酎でやる方法

樽ぬきと違う点はリンゴ箱を使うことで、生産費も大分安くつきます。

容器は普通二斗位入るリンゴ箱で空氣の もれないものを選び、新聞紙を四重位周りにしき込んで、これに燒酎を吹き、柿をつみ重ねて、もう一度上から一面に燒酎を吹きかけます

その上にまた新聞紙を三枚位重ねて蓋をし釘づけにしておきますと十日～十五日位で渋がぬけます

柿をつめこむ時は ヘタを外側に向けて並べ中の方はヘタとヘタが向い合うように並べることが大切です。

燒酎はアルコールの濃度四〇度程度のものを一箱につき二合位使います。

このアルコール濃度と温度とは密接な関係があり、アルコール濃度が低いと渋ぬけが悪く、高いと箱内が濕りすぎて品質が下ります